

## 第17回 金融庁契約監視委員会の概要

1. 開催日時：平成26年12月5日（金）13時30分～15時00分

2. 開催場所：中央合同庁舎第7号館 9階 共用3会議室

3. 出席者：赤松委員長、石島委員、佐竹委員

4. 議題：平成26年度上半期に締結された契約について

平成26年度上半期に締結した契約(154件)のうち、各委員の抽出した13件（関連するものをまとめることにより、以下の9案件に集約）について審議。

### (1) 契約金額の妥当性等について

- ①金融庁電子申請・届出システムの設計・構築及び機器等賃貸借、並びに金融庁電子申請・届出システム及び関連システムの運用支援業務
- ②公認会計士試験システムに係る運用支援業務
- ③EDINETの投資法人制度の改正に係る改修等
- ④金融庁業務支援統合システムの変更開発
- ⑤外国金融当局等からの公文書及び報告書等（訴訟事案等含む）の翻訳

### (2) 人事・給与関係業務情報システム関係について

- ⑥平成26年度金融庁給与計算システム運用支援業務、資金前渡システム運用支援業務、及び人事・給与関係業務情報システム導入支援業務

### (3) 類似契約案件における一括調達の可否について

- ⑦公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るコンサルティング業務、及び金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行に関するコンサルティング業務

### (4) その他

- ⑧平成26年度アジア金融連携センター（Asian Financial Partnership Center:AFPAC）研究員の日本滞在サポート業務
- ⑨ハイヤーの使用に関する請負契約

## 5. 主な審議内容

### (1) 契約金額の妥当性等について

- ①金融庁電子申請・届出システムの設計・構築及び機器等賃貸借、並びに金融庁電子申請・届出システム及び関連システムの運用支援業務
- ②公認会計士試験システムに係る運用支援業務
- ③EDINETの投資法人制度の改正に係る改修等
- ④金融庁業務支援統合システムの変更開発
- ⑤外国金融当局等からの公文書及び報告書等（訴訟事案等含む）の翻訳

質問・意見	事務局からの説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①は、届出システムを利用する者に費用負担させるような工夫ができないのか。</li> <li>・⑤は、他省庁との単価の比較は行っているのか。</li> <li>・必要なものは高額となっても行わなければならないこともありうるが、代替手段とコストを比較する等により常にコスト意識を働かせる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出システムは、届出者のためというより、届出を受ける金融庁の業務の利便のために導入しているという面もあり、これまでは、金融行政の中立性確保の観点から監督費用の負担を金融機関に求めないという考え方をとってきている。</li> <li>・他省庁との単価の比較は行っていないが、庁内他局との比較や、複数者から見積りをとることにより妥当性を判断している。</li> <li>・指摘を踏まえ、コストを意識して検討を行っていく。</li> </ul>

### (2) 人事・給与関係業務情報システム関係について

- ⑥平成26年度金融庁給与計算システム運用支援業務、資金前渡システム運用支援業務、及び人事・給与関係業務情報システム導入支援業務

質問・意見	事務局からの説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用削減のため、政府内でのシステム統合の検討はしているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府省共通の人事・給与関係業務情報システムが完成すれば、システム統合が図れる予定である。</li> </ul>

(3) 類似契約案件における一括調達の可否について

- ⑦公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るコンサルティング業務、及び金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行に関するコンサルティング業務

質問・意見	事務局からの説明
特になし	

(4) その他

- ⑧平成 26 年度アジア金融連携センター (Asian Financial Partnership Center: AFPAC) 研究員の日本滞在サポート業務  
⑨ハイヤーの使用に関する請負契約

質問・意見	事務局からの説明
・ ⑧の受託者と金融庁等との間に人的関係 (天下り等) はあるのか。	・ 人事的な交流はないことを確認している。
・ ハイヤーと公用車のコストを比較する必要があるのではないか。	・ ハイヤーの使用は公用車の使用が困難な場合に使用しているものであるが、指摘を踏まえ、コストを意識して対応する。

以 上